

給 与 支 払 報 告
特 別 徴 収

にかかると所得者異動届出書

士別市長 様		給与支払者 (特) 義 別 務 徴 収 者	氏名または名称		特別徴収義務者 指 定 番 号		担当者		係		
令和 年 月 日 提出			所 在 地						氏名		
			個人番号又は法人番号						電話		
給 与 所 得 者			(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日	異動の理由	異動後の未徴収税額の徴収方法		退職時までの給与支払金額	
受給者番号(整理番号)			円	円	円		1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. その他()	1. 特別徴収継続 →(2)に新勤務先を記載してください 2. 一括徴収 →(1)に一括徴収税額の納入月を記載してください 3 普通徴収 →後日、本人宛に納付書を送付します		円	
フリガナ				月分から							
氏名				月分まで						控除社会保険料	
生年月日	昭・平・令 年 月 日			円						円	
個人番号											
給与の支払を受けなくなった後の住所											

(1) 給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由		徴収予定月日	徴収予定額(上記(ウ)と同額)	退職の日が1月1日から5月31日までの間の方については、本人からの申出がない場合であっても、必ず残税額を一括徴収して下さい。
1. 異動が令和 年 1 月 3 1 日までで、申出があったため(月 日申出)			円	
2. 異動が令和 年 1 月 1 日以降で、特別徴収の継続の希望がないため				
一括徴収できない理由	理由	一括徴収した税額は、 月分(月 日納期限分)で納入します。		

(2) 転勤等による特別徴収届出書

月割額 円	給与支払者 (特) 義 別 務 徴 収 者	〒 所在地		担当者	係	
月分から		フリガナ 名称			氏名	
徴収し納付するよう連絡(済・未)					電話	

【届出書の提出先】

〒095-8686 士別市東6条4丁目1番地
士別市役所 市民自治部税務課〔特別徴収担当〕 宛て

記載心得

1 給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、士別市長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに士別市長に提出してください。

2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、給与の支払を受けている者が、給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに士別市長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市・道民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき士別市長に対する届出書は、士別市長から特別徴収税額の通知のあった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

3 「受給者番号（整理番号）」欄には、これらの届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号（整理番号）を記載してください。

4 「給与の支払を受けなくなった後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明のときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。

5 「異動後の未徴収税額の徴収」欄には、次の要領により記載してください。

(1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望をする場合には、「特別徴収継続」を○で囲んでください。

(2) 退職後5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、「一括徴収」を○で囲んでください。

(3) (1)又は(2)に該当しない場合には、「普通徴収」を○で囲んでください。

(注)次の①から③までの理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の希望がある場合以外は、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。

① 異動が12月31日までで、一括徴収の希望がないため。

② 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額以下であるため。

③ 死亡による退職であるため。

6 「退職時までの給与支払額」欄には、退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時までに支払の確定した給与の額を、「控除社会保険料額」の欄には、退職時までに給与から控除した社会保険料の額を記載してください。

7 「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。

8 「徴収予定額」欄には、徴収予定月日ごとの徴収予定額を記載してください。